

介護職員初任者研修

<平成30年度・ご案内>

□研修期間 5コースあります。各コースの期間は以下の表の通りです。

コース	研修期間
4月コース	H30年4月13日～H30年7月2日
6月コース	H30年6月14日～H30年9月3日
8月コース	H30年8月28日～H30年11月13日
10月コース	H30年10月25日～H31年1月21日
1月コース	H31年1月11日～H31年3月29日

- 受講料 59,800円（テキスト代・実習費・消費税を含む）
受講料は、各コース共に開講日に集金いたします。
- 定員 1コース20名（定員超過時は先着順で調整させていただきます。）
- 会場 講義：じゃんけんぽん国府研修センター
（高崎市引間町2-2）
演習：じゃんけんぽん大利根前橋地域交流室
（前橋市上新田町881）
実習：高崎市・前橋市・渋川市内にある当法人の介護施設
- 日程 別紙、カリキュラム日程表を参照して下さい。
※諸事情により、日程が変更になる場合があります。その場合には、事前にお知らせをいたします。
- 修了証 全カリキュラムを修了し、群馬県知事宛修了報告を行い承認が得られたらA4サイズと携帯用（名刺サイズ）の「修了証明書」を発行いたします。（交付は、最大2ヶ月程度かかります）
- 補講 やむを得ず欠席した場合は、講師及び会場の調整が可能な時に限っては補講を行います。事務手数料として補講時間に1時間単価1,000円（消費税込み）を乗じた金額が補講料となります。尚、他事業所での補講の場合、別途補講費がかかります。
カリキュラムは8ヶ月の期間内に全て履修してください。
- 持ち物 筆記用具・昼食・その他講義により必要品の持参をお願いすることがあります。
- 服装 動きやすい服装・上履き
- 申し込み 申込用紙に記入し下記の住所までご提出下さい。
*各コース共に開講日の3日前が締切ですが、その前でも定員になった場合は締切りますのでご了承下さい。

□お問い合わせ・お申込み先

認定NPO法人じゃんけんぽん 担当：青木・小松

〒370-3521 高崎市棟高町954-8

☎027-350-3191 FAX027-350-3192

一般教育訓練給付金制度について

■教育訓練給付制度とは・・・

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワーク（公共職業安定所）から支給します。

■支給額は・・・

厚生労働大臣が指定した教育訓練を受けて修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に対して支払った教育訓練経費の20%に相当する額をハローワークより支給します。

ただし、その20%に相当する額が、10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されません。

■支給対象者は・・・

教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した方です。

（1）雇用保険の一般被保険者

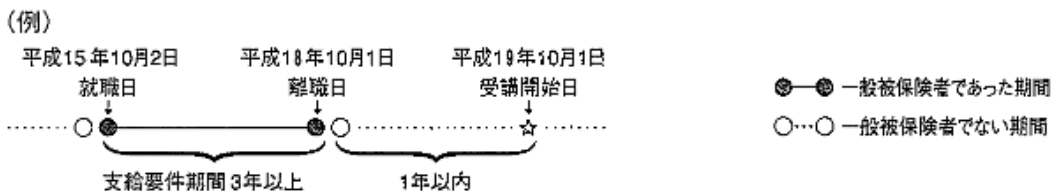
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）において雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上（※）ある方。

（2）雇用保険の一般被保険者であった方

受講開始日において一般被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年（適用対象期間の延長が行われた場合には最大4年）以内であり、かつ支給要件期間が3年以上（※）ある方。

※上記（1）、（2）とも、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が1年以上あれば可。

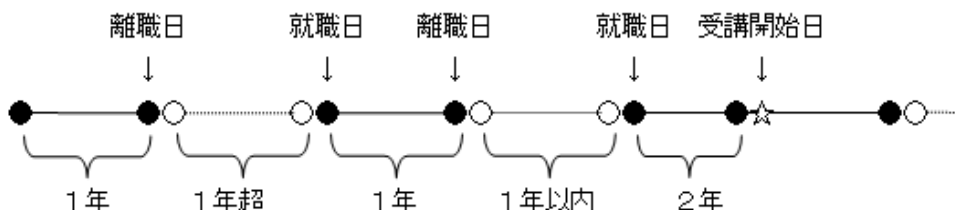
（注）一般被保険者の方は、65歳の誕生日の前日に一般被保険者でなくなり、高年齢継続被保険者として資格が切り替りますので、受講開始日が66歳の誕生日の前日以降にある場合は支給対象になりません（適用対象期間の延長が行われた場合を除きます）。



■支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（一般被保険者又は短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。

また、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算します。

(例) 次の場合の支給要件期間は、2年と1年を通算して3年となります。



■支給申請手続きは本講座修了後、ご本人の住所を管轄するハローワークに所定の書類を提出してください。（申請時に当法人発行の領収書が必要です。）